

新型コロナウイルス感染症に関する出席停止及び臨時休校(園)について (高校以下)

学校法人 暁学園

1. 出席停止の判断基準及び期間

◆出席停止の判断基準

- ①生徒・児童・園児に風邪の症状や微熱・発熱、強いだるさ(倦怠感)、息苦しさ(呼吸困難)の症状が一つでも見られる場合は、自宅で休養(出席停止扱い)してください。
- ②生徒・児童・園児の同居者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合(疑わしい場合を含む)、または新型コロナウイルス罹患者との濃厚接触が疑わしい場合、当該生徒・児童・園児は自宅待機(出席停止扱い)してください。
- ③現段階では、上記①②に関わらず、新型コロナウイルス感染症予防のため自宅学習を希望される場合も出席停止扱いとなります。

上記①または②に該当する場合は、医師または居住地管轄の保健所に連絡し、相談してください。
また、いずれの場合も速やかに学校に連絡してください。

◆出席停止の期間

- ①出席停止基準①②における出席停止期間は、医師または保健所が感染のおそれがないと認めるまでとします。

2. 臨時休校(園)の判断基準及び期間

◆臨時休校(園)の判断基準

- ①生徒・児童・園児または職員が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合、感染者の学校内における態様や接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否、保健所の指導等を総合的に考慮し、臨時休校(園)実施の有無を判断します。
- ②生徒・児童・園児の同居者が新型コロナウイルス感染症に罹患した場合(疑わしい場合を含む)、または新型コロナウイルス感染症罹患者との濃厚接触が疑わしい場合、当該生徒・児童・園児または職員に感染の症状がなくても、当該生徒・児童・園児や職員の学校内における態様や接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否、保健所の指導等によっては、学校(園)を臨時休校(園)とすることがあります。
- ③生徒・児童・園児または職員に感染者や濃厚接触者がいない場合であっても、新型コロナウイルス感染症の感染状況や国または県の要請等に鑑み、学校(園)を臨時休校(園)にすることがあります。
- ④上記①または②により休校(園)を実施する場合、感染者の人数や学校(園)内での接触の度合いによっては学年やクラスを限定しての閉鎖とする場合があります。

◆臨時休校(園)の期間

- ①臨時休校(園)の基準①または②により休校(園)する場合、当該生徒・児童・園児または職員が最後に登校した日から原則2週間とします。ただし、感染者等の学校内における態様や接触者の多寡、地域における感染拡大の状況、感染経路の明否、保健所の指導等によって、期間を変更することがあります。

出席停止の基準及び期間、臨時休校(園)の基準及び期間は、今後の感染状況や国・県の指針、医学的見地の情報等によって変更する場合があります。